

岐阜県公報

号 外 (三) 平 成 二 十 二 年 四 月 一 日

目 次

規 則

○ 特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則 (人 事 課) ページ 二

○ 岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則 (同) 二

○ 岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (同) 一五

○ 岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則 (同) 一六

○ 岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則 (同) 一六

○ 岐阜県立病院名誉院長等に関する規則の一部を改正する規則 (同) 二一

訓 令 甲

○ 岐阜県職員表彰規程の一部を改正する訓令 (同) 二七

○ 岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令 (同) 二八

○ 岐阜県現地地機関係事務決裁規程の一部を改正する訓令 (同) 三三

○ 附属機関の委員等の職に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令 (同) 三六

○ 岐阜県職員研修規程の一部を改正する訓令 (同) 三六

○ 岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令 (同) 三六

○ 岐阜県宿日直規程の一部を改正する訓令 (同) 三七

規 則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十三号

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表防災課の項中「の運行業務」を「に関する業務」に改め、同表県立看護大学の項及び県立病院の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十四号

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第三百四号）の一部を次のように改正する。

本則第一号の表中「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十一年岐阜県条例第二十九号）第四条第一項第一号に規定する行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の八級以下四級以上の職務にある」を「岐阜県職員等旅費条例（昭和三十一年岐阜県条例第三十号）に定める知事等以外の」に改め、本則第二号の

表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

区 分	報 酬	費 用 弁 償
秘書業務専門職	月額 一九六、三〇〇円	岐阜県職員等旅費条例に定める知事等以外の者の例による。
広報業務専門職	月額 一七六、六〇〇円	
報道業務専門職	月額 一七六、六〇〇円	
広報アドバイザー	月額 一五七、〇〇〇円	
国民保護協議会幹事	日額 一〇、〇〇〇円	
防災指導専門職	月額 一七六、六〇〇円	
防災施設管理専門職	月額 一七六、六〇〇円	
防災会議幹事	日額 一〇、〇〇〇円	
消防学校非常勤医師	日額 一三、七〇〇円	
学校用務専門職	月額 一七六、六〇〇円	
ボイラー等管理業務専門職	月額 一七六、六〇〇円	
叙勲事務専門職	月額 二〇四、九〇〇円	
法務・情報公開課法務顧問	予算の範囲内で知事が定める額	
文書審査管理専門職	月額 一七六、六〇〇円	
情報公開事務総括専門職	月額 二六八、四〇〇円	

業務案内専門職	月額	一七六、六〇〇円
学芸業務専門職	月額	一九六、三〇〇円
行政相談事務専門職	月額	二二八、〇〇〇円
非常勤健康管理医	月額	一五九、四〇〇円
税務事務コーディネーター	月額	三七〇、四〇〇円
税務事務総括専門職	月額	三二一、一〇〇円
税務事務専門職	月額	二〇六、一〇〇円
家屋評価事務総括専門職	月額	二六八、四〇〇円
家屋評価事務専門職	月額	一七六、六〇〇円
県有財産管理事務総括専門職	月額	二六八、四〇〇円
警備業務専門職	月額	一七六、六〇〇円 (深夜の割増賃金を含む。)
庁舎管理業務専門職	月額	一七六、六〇〇円
選挙長	月額	一〇、六〇〇円
選挙分会長	月額	一〇、六〇〇円
審査分会長	月額	一〇、六〇〇円
選挙立会人	月額	八、八〇〇円
審査分会立会人	月額	八、八〇〇円
産業技術指導員	月額	八、八〇〇円
依頼試験等業務専門職	月額	二六八、四〇〇円
研究開発推進専門職	月額	一七六、六〇〇円
セラミックス技術指導員	月額	三三一、〇〇〇円
圃場等管理業務専門職	月額	二六八、四〇〇円
畜産技術指導員	月額	一七六、六〇〇円
畜産管理業務専門職	月額	二六八、四〇〇円
鶏舎管理業務専門職	月額	一七六、六〇〇円
水産管理業務専門職	月額	一七六、六〇〇円
通訳専門職	月額	一七六、六〇〇円
旅券事務専門職	月額	二四六、六〇〇円
在在外国人行政相談員	月額	一七六、六〇〇円
統計調査員	月額	勤務一時間につき 二一、〇〇〇円
観光物産アドバイザー	月額	予算の範囲内で知事が定める額
宗教法人業務専門職	月額	二〇四、九〇〇円
NPO施策推進総括専門職	月額	一七六、六〇〇円
	月額	二六八、四〇〇円

NPO施策推進専門職	月額 一七六、六〇〇円
県民生活総括相談員	月額 二六八、四〇〇円
県民生活相談員	月額 二二八、〇〇〇円
消費生活相談員	月額 二二七、二〇〇円
浄化槽管理指導総括専門職	月額 二六八、四〇〇円
浄化槽管理指導専門職	月額 一七六、六〇〇円
埋立適正化総括推進員	月額 二六八、四〇〇円
埋立適正化推進員	月額 一七六、六〇〇円
廃棄物監視指導専門職	月額 一九九、一〇〇円
傷病野生鳥獣治療非常勤獣医師	月額 二五五、七〇〇円
自然保護員	月額 一七六、六〇〇円
乗鞍環境パトロール員	予算の範囲内で知事が定める額
青少年育成推進指導員	予算の範囲内で知事が定める額
立入調査員	予算の範囲内で知事が定める額
被害青少年相談員	月額 一九六、三〇〇円 又は日額 一〇、〇〇〇円
青少年育成専門職	月額 一九六、三〇〇円 (深夜の割増賃金を含む。)

人権啓発指導員	二〇三、八〇〇円
社会福祉法人等特別指導監査官	日額 一三、五〇〇円
社会福祉法人指導監査総括専門職	月額 二六八、四〇〇円
保健所非常勤医師	日額 一三、七〇〇円
農地・薬草園管理専門職	月額 一七六、六〇〇円
衛生環境技術指導員	月額 二六八、四〇〇円
衛生検査業務専門職	月額 一七六、六〇〇円
メディカルアドバイザー	日額 一三、七〇〇円
医療安全相談員	月額 一九六、三〇〇円
衛生専門学校非常勤講師	授業一時間につき 五、八五〇円
看護専門学校非常勤講師	授業一時間につき 五、八五〇円
精神保健指定医	診察一件につき 一三、七〇〇円
精神保健相談非常勤医師	日額 一三、七〇〇円
心のダイヤル相談員（医師に限る。）	月額 五四、八〇〇円
心のダイヤル相談員（医師を除く。）	月額 一九六、三〇〇円
不妊専門相談医師	日額 一三、七〇〇円
不妊専門相談員	日額 九、三〇〇円

成人病登録業務専門職	月額 二〇三、八〇〇円
動物愛護管理専門職	月額 一三三、八〇〇円
保健衛生非常勤獣医師	月額 二七〇、〇〇〇円
介護保険会計監査官	月額 一三、五〇〇円
介護報酬専門職	月額 二二七、二〇〇円
身体障害者医学判定非常勤医師	月額 一三、七〇〇円
特別児童扶養手当等支給事務非常勤医師	月額 一三、七〇〇円
希望が丘学園非常勤医師	月額 五〇、〇〇〇円
希望が丘学園宿日直業務非常勤医師	月額 勤務一回につき、宿直にあつては二五、六〇〇円（深夜の割増賃金を含む。）、日直にあつては一七、七〇〇円 ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、当該額の半額
希望が丘学園非常勤薬剤師	月額 二二四、八〇〇円
希望が丘学園非常勤看護師	月額 一三八、三〇〇円 又は勤務一時間につき 二、二七〇円 （深夜の割増賃金を含む。）
希望が丘学園非常勤診療放射線技師	月額 一九六、三〇〇円
線総括技師	二七四、六〇〇円
希望が丘学園非常勤理学療法士	月額 一二〇、六〇〇円
希望が丘学園非常勤臨床心理士	月額 一〇、〇〇〇円
希望が丘学園非常勤保育士	月額 一九六、三〇〇円
発達障害者支援センター発達相談員	月額 二二五、七〇〇円
補装具業務専門職	月額 一九六、三〇〇円
身体障害者相談員	予算の範囲内で知事が定める額
知的障害者相談員	予算の範囲内で知事が定める額
児童扶養手当支給事務非常勤医師	月額 一三、七〇〇円
児童保護措置費負担金債権管理専門職	月額 一七六、六〇〇円
子ども相談センター非常勤医師	月額 一三、七〇〇円
子ども相談センター保健指導専門職	月額 二〇三、八〇〇円
児童相談派遣専門職	月額 二六八、四〇〇円
児童虐待対応総括専門職	月額 二六八、四〇〇円
児童虐待対応専門職	月額 一九六、三〇〇円
里親対策総括専門職	月額 二六八、四〇〇円
一時保護児童学習指導専門職	月額 一九六、三〇〇円

児童心理相談員	月額 二〇七、〇〇〇円
家庭支援子ども電話相談員	月額 一九六、三〇〇円
子ども相談センター施設業務専門職	月額 一九六、三〇〇円 (深夜の割増賃金を含む。)
女性相談センター非常勤医師	日額 一三、七〇〇円
女性相談員	月額 一七六、六〇〇円
女性心理相談員	月額 一九六、三〇〇円
女性支援電話相談員	月額 一七六、六〇〇円
女性支援業務専門職	月額 一七六、六〇〇円
同伴児童指導員	月額 一七六、六〇〇円
わかあゆ学園非常勤医師	日額 一三、七〇〇円
わかあゆ学園調理業務専門職	月額 一八二、三〇〇円
わかあゆ学園施設業務専門職	月額 一九六、三〇〇円 (深夜の割増賃金を含む。)
わかあゆ学園非常勤栄養士	月額 六九、二〇〇円
母子自立支援員	月額 一七六、六〇〇円
国民健康保険医療指導監査医	日額 一三、七〇〇円
国民健康保険医療給付専門指導員	月額 二二七、二〇〇円
地域福祉国保課非常勤医師	月額 一四九、七〇〇円
後期高齢者医療障害認定審査医	日額 二二、八〇〇円
生活保護医療扶助精神科非常勤医師	月額 八二、〇〇〇円
生活保護医療扶助非常勤医師	月額 五五、〇〇〇円
生活保護面接総括相談員	月額 二六八、四〇〇円
援護事務専門職	月額 一七六、六〇〇円
就労支援員	月額 一七六、六〇〇円
戦傷病者相談員	年額 二五、一〇〇円
戦没者遺族相談員	年額 二五、一〇〇円
企業立地総括専門職	月額 二六八、四〇〇円
情報科学芸術大学院大学非常勤講師	授業一時限(九十分)につき 三四、〇〇〇円
情報科学芸術大学院大学システム管理業務専門職	月額 二二五、七〇〇円
情報科学芸術大学院大学産業文化研究センター研究員	月額 二七二、六〇〇円
情報科学芸術大学院大学非常勤看護師	月額 一九六、三〇〇円
情報科学芸術大学院大学情報支援専門職	月額 二七二、六〇〇円

情報科学芸術大学院大学非常勤司書	月額 一七六、六〇〇円
国際情報科学芸術アカデミー非常勤講師	月額 四四〇、〇〇〇円 又は授業一時間（九十分）につき 三三、〇〇〇円
地域雇用対策専門職	月額 一九六、三〇〇円
産業経済対策専門職	月額 八、七五〇円
職業能力開発校講師	授業一時間につき 五、八五〇円
国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校非常勤講師	授業一時間（五十分）につき 一六、五〇〇円
向上訓練推進専門職	月額 一七六、六〇〇円
職業訓練指導専門職	月額 二二八、三〇〇円
職業能力開発校施設管理業務専門職	月額 一七六、六〇〇円 （深夜の割増賃金を含む。）
障害者職業訓練コーディネーター	月額 七、九一八円
産業人材育成コーディネーター	月額 七、八六〇円
ものづくり人材育成コーディネーター	月額 七、八六〇円
岐阜県競馬管理専門職	月額 四七九、一〇〇円
農業経営基盤強化措置特別会計所属国有財産管理員	予算の範囲内で知事が定める額
農業大学校非常勤講師	二二八、〇〇〇円 又は授業一時間につき 五、八五〇円
農業大学校非常勤医師	月額 二二、七〇〇円
果樹病害虫発生予察事業調査員	予算の範囲内で知事が定める額
病害虫防除員	予算の範囲内で知事が定める額
農業大学校施設管理業務専門職	月額 一七六、六〇〇円 （深夜の割増賃金を含む。）
農業大学校家畜飼育業務専門職	月額 一七六、六〇〇円
国際園芸アカデミー非常勤講師	授業一時間（九十分）につき 三三、〇〇〇円
国際園芸アカデミー学校施設業務専門職	月額 一七六、六〇〇円
土地改良登記事務総括専門職	月額 二二八、四〇〇円
土地改良登記事務専門職	月額 一七六、六〇〇円
森林地理情報処理業務専門職	月額 一七六、六〇〇円
林木育種事業地管理業務専門職	月額 二二八、四〇〇円
森林文化アカデミー非常勤講師	授業一時間（九十分）につき 三三、〇〇〇円
森林文化アカデミー施設業務専門職	月額 一七六、六〇〇円
森林文化アカデミー学校事務	月額 一七六、六〇〇円

河川施設管理専門職	月額 一七六、六〇〇円
ダム施設管理専門職	月額 一七六、六〇〇円
ひ門管理員	月額 一四、四〇〇円 ただし、岐阜県ひ門管理員設置規則（昭和三十八年岐阜県規則第百二十五号）第二条の水位調査に従事した場合は、日出前又は日没後の調査一回につき七八〇円を、日出から日没までの調査一回につき五二〇円を当該月額に加算した額
土地価格審査専門職	月額 一〇、〇〇〇円
国土調査・土地取引調査事務専門職	月額 一七六、六〇〇円
構造計算専門員	月額 三一、五〇〇円
建築構造専門委員	月額 一〇、〇〇〇円
建築確認事務総括専門職	月額 二六八、四〇〇円
建築確認事務専門職	月額 一七六、六〇〇円
議会警備業務専門職	月額 一七六、六〇〇円 （深夜の割増賃金を含む。）
監査業務総括専門職	月額

労働関係紛争あつせん員	日額	一六八、四〇〇円
教職員保健管理医	年額	一〇、〇〇〇円
学校非常勤医師	月額	四七、〇〇〇円
県立学校非常勤講師	授業一時間につき	一一〇、〇〇〇円
市町村立定時制高等学校非常勤講師	授業一時間につき	五、四〇〇円
公立幼稚園新規採用教員研修指導員	勤務一時間につき	四、一五〇円
市町村立小中学校非常勤講師	勤務一時間につき	二、八〇〇円
学習指導要領時数増対応非常勤講師	勤務一時間につき	二、八〇〇円
県立学校業務専門職	月額	一七六、六〇〇円
県立学校事務専門職	月額	一七六、六〇〇円
県立学校実習補助専門職	月額	一七六、六〇〇円
県立学校介護専門職	月額	一七六、六〇〇円
給食業務専門職	月額	一七六、六〇〇円
教育支援相談員	月額	一九六、三〇〇円
外国語指導助手	月額	三〇〇、〇〇〇円
ただし、これに租税が課せられる場合には、その租税の額に		
理科支援員等配置事業コードイネーター	月額	一九六、三〇〇円
理科支援員等配置事業業務専門職	月額	一七六、六〇〇円
スクールカウンセラー	勤務二時間につき	五、〇〇〇円
カウンセリング相談員	勤務一時間につき	三、五〇〇円
スクール相談員	勤務一時間につき	二、〇〇〇円
子どもと親の相談員	勤務一時間につき	一、〇〇〇円
生徒指導推進協力員	勤務一時間につき	一、〇〇〇円
外国人児童生徒適応指導員	勤務一時間につき	二、〇〇〇円
教育相談業務専門職	月額	一九六、三〇〇円
いじめ問題電話相談業務専門職	月額	一九六、三〇〇円
銃砲刀剣類登録審査委員	日額	一〇、〇〇〇円
特別天然記念物力モシカ巡視員	日額	四、二〇〇円
文化財保護巡視員	日額	二、一〇〇円
家庭教育推進専門職	月額	二二七、二〇〇円
図書館司書業務専門職	月額	一七六、六〇〇円
図書館教育普及業務専門職	月額	
相当する額を当該月額に加算した額		

学校歯科医	予算の範囲内で知事が定める額
学校薬剤師	月額 一五三、〇〇〇円
スポーツ国際交流員	月額 三〇〇、〇〇〇円 ただし、これに租税が課せられる場合には、その租税の額に相当する額を当該月額に加算した額
警察安全相談員	月額 二二六、九〇〇円
警察情報公開窓口専門職	月額 二二六、九〇〇円
警察職員健康管理医	月額 一五九、四〇〇円
警察精神保健相談非常勤医師	日額 一三、七〇〇円
警察職員相談事務専門職	月額 三五七、五〇〇円
警察非常勤医師	日額 一三、七〇〇円
地域安全巡回指導教育専門職	月額 一八八、九〇〇円
地域安全活動総括アドバイザー	月額 三五七、五〇〇円
地域安全活動アドバイザー	月額 二二六、九〇〇円
交番相談員	月額 二二六、九〇〇円
少年相談総括アドバイザー	月額 三五七、五〇〇円
少年相談アドバイザー	月額 三五七、五〇〇円

MSリーダーズ支援アドバイザー	月額 二二六、九〇〇円	二二六、九〇〇円
スクールサポーター	月額 二二六、九〇〇円	二二六、九〇〇円
環境監視活動アドバイザー	月額 四九、七〇〇円	四九、七〇〇円
捜査情報分析事務専門職	月額 二二六、九〇〇円	二二六、九〇〇円
手口業務専門職	月額 二二六、九〇〇円	二二六、九〇〇円
被害回復アドバイザー	月額 二二六、九〇〇円	二二六、九〇〇円
社会復帰アドバイザー	月額 二二六、九〇〇円	二二六、九〇〇円
交通安全教育専門職	月額 一七六、六〇〇円	一七六、六〇〇円
外国人交通安全教育指導員	月額 一九六、三〇〇円	一九六、三〇〇円
交通聴聞専門職	月額 三五七、五〇〇円	三五七、五〇〇円
運転免許更新事務専門職	月額 一七六、六〇〇円	一七六、六〇〇円
初心運転者講習専門職	月額 一九六、三〇〇円	一九六、三〇〇円
取消処分者講習専門職	月額 一九六、三〇〇円	一九六、三〇〇円
警察学校教育参与	月額 二二八、〇〇〇円	二二八、〇〇〇円
食品安全相談員	月額 二七四、六〇〇円	二七四、六〇〇円
契約事務総括専門職	月額 二六八、四〇〇円	二六八、四〇〇円
育児休業推進職	月額 二七四、三〇〇円	二七四、三〇〇円
宿日直業務専門職	勤務一回につき、宿直にあつては八、七〇〇円（深夜の割増賃金を含む。）、日直にあつては五、六〇〇円 ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、三、五〇〇円 月額 三〇〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円
国際交流員	ただし、これに租税が課せられる場合には、その租税の額に相当する額を当該月額に加算した額 月額 一八二、三〇〇円	一八二、三〇〇円
調理業務専門職	月額 一八二、三〇〇円	一八二、三〇〇円
秘書業務専門職	一九六、三〇〇円	一八七、〇七二円
広報業務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
報道業務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
広報アドバイザー	一五七、〇〇〇円	一四七、五八〇円
防災指導専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
防災施設管理専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
学校用務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円

本則第二号の表備考中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。
付則第二項中「平成二十二年四月一日から平成二十一年十一月三十日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」に改め、同項の表を次のように改める。

ボイラー等管理業務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
叙勲事務専門職	二〇四、九〇〇円	一九六、六四〇円
文書審査管理専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
情報公開事務総括専門職	二六八、四〇〇円	二五二、九六六円
業務案内専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
学芸業務専門職	一九六、三〇〇円	一八七、〇七二円
行政相談事務専門職	二二八、〇〇〇円	二二七、二八四円
税務事務コーディネーター	三七〇、四〇〇円	三三五、八四〇円
税務事務総括専門職	三二一、一〇〇円	二九五、一一一円
税務事務専門職	二〇六、一〇〇円	一九六、三七九円
家屋評価事務総括専門職	二六八、四〇〇円	二五二、九六六円
家屋評価事務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
県有財産管理事務総括専門職	二六八、四〇〇円	二五二、九六六円
警備業務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
庁舎管理業務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
産業技術指導員	二六八、四〇〇円	二五二、九六六円
依頼試験等業務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
研究開発推進専門職	三三三、〇〇〇円	三二一、八四九円
セラミックス技術指導員	二六八、四〇〇円	二五二、九六六円
圃場等管理業務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
畜産技術指導員	二六八、四〇〇円	二五二、九六六円
畜産管理業務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
鶏舎管理業務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
水産管理業務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円

通訳専門職	二四六、六〇〇円	二三五、〇〇八円
旅券事務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
観光物産アドバイザー	二〇四、九〇〇円	一九六、六四〇円
宗教法人業務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
NPO施策推進総括専門職	二六八、四〇〇円	二五二、九六六円
NPO施策推進専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
県民生活総括相談員	二六八、四〇〇円	二五二、九六六円
県民生活相談員	二二八、〇〇〇円	二二七、二八四円
消費生活相談	二二七、二〇〇円	二〇六、九八八円
浄化槽管理指導総括専門職	二六八、四〇〇円	二五二、九六六円
浄化槽管理指導専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
埋立適正化総括推進員	二六八、四〇〇円	二五二、九六六円
埋立適正化推進員	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
廃棄物監視指導専門職	一九九、一〇〇円	一八九、七四〇円
傷病野生鳥獣治療非常勤獣医師	二五五、七〇〇円	二四三、九七〇円
自然保護員	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
被害青少年相談員	一九六、三〇〇円	一八七、〇七二円
青少年育成専門職	一九六、三〇〇円	一八七、〇七二円
人権啓発指導員	二〇三、八〇〇円	一九四、二一八円
社会福祉法人指導監査総括専門職	二六八、四〇〇円	二五二、九六六円
農地・薬草園管理専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
衛生環境技術指導員	二六八、四〇〇円	二五二、九六六円
衛生検査業務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円

医療安全相談員	一九六、三〇〇円	一八七、〇七二円
心のダイヤル相談員（医師を除く。）	一九六、三〇〇円	一八七、〇七二円
成人病登録業務専門職	二〇三、八〇〇円	一九四、二一八円
動物愛護管理専門職	二三一、八〇〇円	二二一、一九二円
保健衛生非常勤獣医師	二七〇、〇〇〇円	二五八、二七〇円
介護報酬専門職	二二七、二〇〇円	二〇六、九八八円
希望が丘学園非常勤保育士	一九六、三〇〇円	一八七、〇七二円
補装具業務専門職	一九六、三〇〇円	一八七、〇七二円
児童保護措置費負担金債権管理専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
子ども相談センター保健指導専門職	二〇三、八〇〇円	一九四、二一八円
児童相談派遣専門職	二六八、四〇〇円	二五二、九六六円
児童虐待対応総括専門職	二六八、四〇〇円	二五二、九六六円
児童虐待対応専門職	一九六、三〇〇円	一八七、〇七二円
里親対策総括専門職	二六八、四〇〇円	二五二、九六六円
一時保護児童学習指導専門職	一九六、三〇〇円	一八七、〇七二円
児童心理相談員	二〇七、〇〇〇円	一九七、三二五円
家庭支援子ども電話相談員	一九六、三〇〇円	一八七、〇七二円
子ども相談センター施設業務専門職	一九六、三〇〇円	一八七、〇七二円
女性相談員	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
女性心理相談員	一九六、三〇〇円	一八七、〇七二円
女性支援電話相談員	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
女性支援業務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
同伴児童指導員	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
わかあゆ学園調理業務専門職	一八二、三〇〇円	一七三、七三二円

わかあゆ学園施設業務専門職	一九六、三〇〇円	一八七、〇七二円
母子自立支援員	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
国民健康保険医療給付専門指導員	二二七、二〇〇円	二〇六、九八八円
生活保護面接総括相談員	二六八、四〇〇円	二五二、九六六円
援護事務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
就労支援員	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
企業立地総括専門職	二六八、四〇〇円	二五二、九六六円
情報科学芸術大学院大学システム管理業務専門職	二二五、七〇〇円	二二五、〇九二円
情報科学芸術大学院大学産業文化研究センター研究員	二七二、六〇〇円	二五九、八〇八円
情報科学芸術大学院大学非常勤看護師	一九六、三〇〇円	一八七、〇七二円
情報科学芸術大学院大学情報支援専門職	二七二、六〇〇円	二五九、八〇八円
情報科学芸術大学院大学非常勤司書	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
国際情報科学芸術アカデミー非常勤講師	四四〇、〇〇〇円	四一三、六〇〇円
地域雇用対策専門職	一九六、三〇〇円	一八七、〇七二円
向上訓練推進専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
職業訓練指導専門職	二二八、三〇〇円	二〇八、七一八円
職業能力開発校施設管理業務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
岐阜県競馬管理専門職	四七九、一〇〇円	四三七、三一〇円
農業大学校非常勤講師	二二八、〇〇〇円	二二七、二八四円
農業大学校施設管理業務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
農業大学校家畜飼育業務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
国際園芸アカデミー学校施設業務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
土地改良登記事務総括専門職	二六八、四〇〇円	二五二、九六六円

土地改良登記事務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
森林地理情報処理業務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
林木育種事業地管理業務専門職	二六八、四〇〇円	二五二、九六六円
森林文化アカデミー施設業務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
森林文化アカデミー学校事務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
森林文化アカデミー短期技術研修等専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
森林管理指導専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
建設業務総括専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
登記事務総括専門職	二六八、四〇〇円	二五二、九六六円
登記事務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
土木技術総括専門職	二六八、四〇〇円	二五二、九六六円
契約事務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
道路管理業務専門職	二二七、二〇〇円	二〇六、九八八円
排水機管理専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
河川施設管理専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
ダム施設管理専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
国土調査・土地取引調査事務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
建築確認事務総括専門職	二六八、四〇〇円	二五二、九六六円
建築確認事務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
議会警備業務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
監査業務総括専門職	二六八、四〇〇円	二五二、九六六円
県立学校業務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
県立学校事務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
県立学校実習補助専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円

県立学校介護専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
給食業務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
教育支援相談員	一九六、三〇〇円	一八七、〇七二円
理科支援員等配置事業コーディネーター	一九六、三〇〇円	一八七、〇七二円
理科支援員等配置事業業務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
教育相談業務専門職	一九六、三〇〇円	一八七、〇七二円
いじめ問題電話相談業務専門職	一九六、三〇〇円	一八七、〇七二円
家庭教育推進専門職	二二七、二〇〇円	二〇六、九八八円
図書館司書業務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
図書館教育普及業務専門職	一九六、三〇〇円	一八七、〇七二円
高山陣屋総括説明専門職	二六八、四〇〇円	二五二、九六六円
高山陣屋説明専門職	一八八、九〇〇円	一八〇、〇二〇円
高山陣屋学芸業務専門職	一九六、三〇〇円	一八七、〇七二円
高山陣屋管理業務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
高山陣屋警備業務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
博物館学芸業務専門職	一九六、三〇〇円	一八七、〇七二円
博物館管理業務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
美術館普及業務専門職	一九六、三〇〇円	一八七、〇七二円
美術館学芸業務専門職	一九六、三〇〇円	一八七、〇七二円
美術館管理業務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
現代陶芸美術館副館長	四二三、五〇〇円	三八八、八九六円
現代陶芸美術館学芸業務専門職	一九六、三〇〇円	一八七、〇七二円
現代陶芸美術館管理業務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円

警察安全相談員	二一六、九〇〇円	二〇六、七〇六円
警察情報公開窓口専門職	二一六、九〇〇円	二〇六、七〇六円
警察職員相談事務専門職	三五七、五〇〇円	三三三、八八八円
地域安全巡回指導教育専門職	一八八、九〇〇円	一八〇、〇二〇円
地域安全活動総括アドバイザー	三五七、五〇〇円	三三三、八八八円
地域安全活動アドバイザー	二一六、九〇〇円	二〇六、七〇六円
交番相談員	二一六、九〇〇円	二〇六、七〇六円
少年相談総括アドバイザー	三五七、五〇〇円	三三三、八八八円
少年相談アドバイザー	二一六、九〇〇円	二〇六、七〇六円
MSリーダーズ支援アドバイザー	二一六、九〇〇円	二〇六、七〇六円
スクールサポーター	二一六、九〇〇円	二〇六、七〇六円
環境監視活動アドバイザー	四九、七〇〇円	四七、三六〇円
捜査情報分析事務専門職	二一六、九〇〇円	二〇六、七〇六円
手口業務専門職	二一六、九〇〇円	二〇六、七〇六円
被害回復アドバイザー	二一六、九〇〇円	二〇六、七〇六円
社会復帰アドバイザー	二一六、九〇〇円	二〇六、七〇六円
交通安全教育専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
外国人交通安全教育指導員	一九六、三〇〇円	一八七、〇七二円
交通聴聞専門職	三五七、五〇〇円	三三三、八八八円
運転免許更新事務専門職	一七六、六〇〇円	一六八、二九六円
初心運転者講習専門職	一九六、三〇〇円	一八七、〇七二円
取消処分者講習専門職	一九六、三〇〇円	一八七、〇七二円
警察学校教育参与	二三八、〇〇〇円	二二七、二八四円
食品安全相談員	二七四、六〇〇円	二五九、五四三円

契約事務総括専門職		二六八、四〇〇円	二五二、九六六円
育児休業推進職		二七四、三〇〇円	二六一、四〇六円
調理業務専門職		一八二、三〇〇円	一七三、七三三円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十五号

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県知事部局職員定数規則（昭和三十三年岐阜県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

区 分	定 数
知事直轄組織（秘書課及び広報課に限る。）	三六人
知事直轄組織（危機管理課、防災課及び消防課に限る。）	四六人
総 務 部	三三一人
総 務 部	五六八人
環 境 部	二〇〇人
健 康 部	六九五入
商 工 部	一八四人
農 政 部	五九三人
林 政 部	二一九人

県 土 整 備 部	六〇八人
都市建築部（企業会計職員を除く。）	一五九人
ぎ ぶ 清 流 国 体 推 進 局	八〇人
出 納 事 務 局	三三人
計	三、七五一
情 報 科 学 芸 術 大 学 院 大 学	三〇人
都市建築部（企業会計職員に限る。）	五八人
計	八八人
合 計	三、八三九人

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十六号

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則（昭和三十七年岐阜県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表地方教育機関（岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）第二条第二号に規定する地方機関である教育機関等をいう。以下この項において同じ。）の長の項に次の一号を加える。

六 地方自治法（以下この項中「法」という。）第二百三十八条の四第二項第四号の規定により教育施設等の床面積又は敷地に余裕がある部分を貸し付けること。

第一条の表地方教育機関（岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第

三十一号）第二条第二号に規定する地方機関である教育機関等をいう。以下この項において同じ。）の長の項の次に次のように加える。

教育事務所長	一 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百十五号）第一条及び第二条に規定する職員の給料、手当に係る過年度の戻入事務及び過年度の追給事務に関すること。
--------	--

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十七号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「事務で現地機関の長」の下に「（犀川管理事務所長を除く。）」を加える。

別表第一一の項第四号中「県有自動車の取得、生産物」を「生産物」に改め、同表一の項第一号中「病院長の欄、副院長」を「次長」に改め、「副院長の欄及び」を削り、同表五の項中第十六号を第十七号とし、第九号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

9 条例第三十七条の四第一項の規定により所属職員の時間外勤務代休時間を指定すること。

別表第一備考を次のように改める。

備考 この表の規定は、すべての現地機関の長（犀川管理事務所長を除く。）に適用する。ただし、第三条第二項及び別表第二の規定により特定の現地機関の長において処理させるものとされた事項に係る規定を除く。

別表第二岐阜振興局長の項中「岐阜地域農業改良普及センター」を削り、同表西濃振興局長の項中「西濃地域農業改良普及センター」を削り、同表中濃振興局長の項中

「、中濃地域農業改良普及センター」を削り、同表東濃振興局長の項中「、東濃地域土岐農業改良普及センター」を削り、同表飛騨振興局長の項中「、飛騨地域農業改良普及センター、飛騨地域下呂農業改良普及センター」を削り、同表西濃振興局揖斐事務所長の項中「、西濃地域揖斐農業改良普及センター」を削り、同表中濃振興局中濃事務所長の項中「中濃地域中濃農業改良普及センター、中濃地域郡上農業改良普及センター」を削り、同表東濃振興局恵那事務所長の項中「、東濃地域農業改良普及センター」を削り、同表岐阜農林事務所長の項から下呂農林事務所長の項までを削り、同表飛騨農林事務所長の項中第一号を削り、第二号を第一号とする。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部四の項を削り、同表三の項事務の種類の欄中「岐阜振興局長」の下に「及び西濃振興局揖斐事務所長」を加え、同項第一号中「一般旅券発給申請書等を受理する」を「一般旅券の発給の申請を受ける」に改め、同項第八号中「の消印及びその還付を」を「を還付」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第七号中「返納すべき一般旅券を受理する」を「一般旅券の返納を受ける」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第六号中「受理する」を「受ける」に改め、同号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

11 法第十七条第三項の規定により届出者が人違いでないこと等を確認すること及びこれを立証する書類の提示等を求めること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部三の項第五号中「一般旅券査証欄増補申請書等を受理する」を「一般旅券の査証欄の増補の申請を受ける」に改め、同号を同項第九号とし、同項第四号中「第十条第一項」を「第十条第一項ただし書」に「一般旅券訂正申請書等を受理する」を「一般旅券の記載事項の訂正の申請を受ける」に改め、同号を同項第八号とし、同項第三号中「一般旅券渡航先追加申請書等を受理する」を「一般旅券に係る渡航先の追加の申請を受ける」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号中「及び第三項」を「(法第九条第三項、法第十条第四項及び法第十二条第三項において準用する場合を含む。)」に改め、「規定により」の下に「出頭を求めて」を加え、「(法第九条第三項、第十条第四項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。)」を削り、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

6 法第八条第三項の規定により出頭を求めることなく一般旅券を交付すること。
別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部三の項第一号の次に次の三号を加える。

2 法第三条第二項ただし書の規定により同条第一項第二号に掲げる書類の提出が必

要であると認めること。

3 法第三条第二項第二号の規定により申請者の身分上の事実が明らかであると認めること。

4 法第三条第三項の規定により申請者が人違いでないこと等を確認すること及びこれを立証する書類の提示等を求めること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部中三の項を四の項とし、二の項を削り、一の三の項を三の項とし、一の二の項を二の項とし、十七の項を削り、十七の二の項を十七の項とし、同部二十一の五の項事務の種類の欄中「(いう。)」の下に「、土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下この項中「施行規則」という。))及び汚染土壌処理業の許可の申請の手続等に関する省令(平成二十一年環境省令第十号。以下この項中「手続省令」という。)」を加え、同項第八号及び第九号を削り、同項第七号中「第九条第四項」を「第十二条第四項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第六号中「第九条第一項、第二項及び第三項」を「第十二条第一項から第三項まで」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号中「及び第二項」を削り、「命ずる」を「講ずべきことを指示する」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

9 法第七条第四項の規定により指示措置等を講ずべきことを命ずること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十一の五の項第四号中「第四条第一項」を「第四条第二項及び第五条第一項」に改め、「土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある」を削り、同号を同項第七号とし、同項第三号の次に次の三号を加える。

4 法第三条第四項の規定により土地の利用方法の変更の届出を受けること。

5 法第三条第五項の規定により同条第一項ただし書の確認を取り消すこと。

6 法第四条第一項の規定により土地の形質の変更の届出を受けること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十一の五の項に次の二十三号を加える。

12 法第十四条第一項の規定により要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定の申請を受けること。

13 法第十四条第四項の規定により申請者に対し報告等を求め、又は職員に土地の立入検査をさせること。

14 法第十六条第一項の規定により汚染状態が基準に適合することを認めること。

- 15 法第十六条第一項から第三項までの規定により汚染土壌の搬出時又は変更の届出を受けること。
 - 16 法第十六条第四項の規定により同項各号の措置を講ずべきことを命ずること。
 - 17 法第十九条の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。
 - 18 法第二十条第六項の規定により状況把握の結果の届出を受けること。
 - 19 法第二十一条第二項の規定により汚染土壌処理業の許可申請を受けること。
 - 20 法第二十一条第九項の規定により汚染土壌処理施設における事故の発生の届出を受けること。
 - 21 法第二十三条第一項の規定により汚染土壌処理業の変更の許可申請を受けること。
 - 22 法第二十三条第三項の規定により汚染土壌処理業に係る軽微な変更等の届出を受けること。
 - 23 法第二十三条第四項の規定により汚染土壌処理業の休止等の届出を受けること。
 - 24 法第五十四条第一項、第三項及び第四項の規定により報告を求め、又は職員に土地等の立入検査をさせること。
 - 25 法第五十五条の規定により公共の用に供する施設の管理者に協議すること。
 - 26 法第五十六条第二項の規定により関係行政機関の長等に対し、協力を求め、又は意見を述べること。
 - 27 施行規則第一条第一項ただし書の規定により調査の報告期限の延長を行うこと。
 - 28 施行規則第三条第三項の規定により特定有害物質の種類を通知すること。
 - 29 施行規則第十六条第四項の規定により所有者等の地位の承継の届出を受けること。
 - 30 施行規則第四十三条第一号口の規定により帯水層がない旨の確認をすること。
 - 31 施行規則第四十三条第二号及び第三号の規定により土地の形質の変更が基準に適合している旨の確認を行うこと。
 - 32 施行規則第四十四条第五項の規定により帯水層がない旨の確認を取り消すこと。
 - 33 施行規則別表第六の規定により地下水の水質の測定結果の報告を受けること。
 - 34 手続省令第十四条第二項の規定により許可証の書換え等の申請を受けること。
- 別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十七の項第一号中「第十三条第三項」を、「第二十条第三項」に、「第二十五条」を、「第三十二条」に改め、同項第二号中「第十三条第六項」を、「第二十条第六項」に改め、同項第三号中「第十四条第三項」を、「第二十一条第三項」に、「第二十五条」を、「第三十二条」に改め、同項第四号中「第十四条第六項」を、「第二十一条第六項」に改め、同項第五号中「第二十七条第一

項」を、「第三十四条第一項」に改め、同項第六号中「第二十八条第一項」を、「第三十五条第一項」に、「第一号又は第三号の」を、「法第二十条第三項又は第二十一条第三項の規定による」に、「同条第二項」を、「法第三十五条第二項」に、「第十三条第三項各号及び第十四条第三項各号」を、「第二十条第三項各号及び第二十一条第三項各号」に改め、同項第七号中「第三十条第二項」を、「第三十七条第二項」に改め、同項第八号中「第五十六条第一項」を、「第六十八条第一項」に、「第十三条第三項各号」を、「第二十条第三項各号」に、「第十四条第三項各号」を、「第二十一条第三項各号」に改め、同項第九号中「第五十六条第三項」を、「第六十八条第三項」に、「第十三条第六項」を、「第二十条第六項」に、「第十四条第六項」を、「第二十一条第六項」に改め、同項第十号中「第六十六条第二項」を、「第七十九条第二項」に、「第五十六条第一項」を、「第六十八条第一項」に改め、同項第十一号中「第六十六条第二項」を、「第七十九条第二項」に、「第五十六条第三項」を、「第六十八条第三項」に改め、同項第十三号中「第二十六条第一項」を、「第三十三条第一項」に改め、同項第十四号中「第二十七条第一項」を、「第三十四条第一項」に、「第二十八条第一項」を、「第三十五条第一項」に改め、同部三十五の項を次のように改める。

三十五 岐阜県 地球温暖化防 止基本条例(平 成二十一年岐 阜県条例第二 十一号。以下 この項中「条 例」という。 の施行に関す る事務	1 条例第十二条第一項から第三項までの規定により温室効果ガス排出削減計画書の提出を受けること。 2 条例第十三条の規定により温室効果ガス排出削減計画実績報告書の提出を受けること。 3 条例第二十二條第一項から第三項までの規定により自動車通勤環境配慮計画書の提出を受けること。 4 条例第二十三条の規定により自動車通勤環境配慮計画実績報告書の提出を受けること。 5 条例第三十六条の規定により必要な指導及び助言をすること。
---	--

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部三十六の項及び三十七の項を削り、三十八の項を三十六の項とし、同部三十九の項事務の種類欄中「又は一部」を「若しくは一部」に、「普通河川等区域内又は砂防指定地区域内にある」を「にある場合又は砂防設備若しくは普通河川等に存する砂利の採取を伴う」に改め、同項を同部三十七の項とし、同部四十の項を削り、四十一の項を三十八の項とし、四十二の項を三十九の項とし、四十三の項から四十六の項までを削り、四十七の項を四十の項とし、

四十八の項を削り、同表振興局長及び西濃振興局揖斐事務所長の部五の項中第十九号を第二十号とし、第十四号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

14 法第三十四条の十六第一項の規定により必要と認める事項の報告を求め、又は職員をして質問をさせ、若しくは立ち入り、必要な検査をさせること。

別表第三振興局長及び西濃振興局揖斐事務所長の部九の項第一号中「若しくは地域子育て支援拠点事業」を、「地域子育て支援拠点事業若しくは児童自立生活援助事業」に改め、同表保健所の部十一の項第一号中「第十五条第一項」を「第十五条」に改め、同部十二の項に次の八号を加える。

9 条例第五条第一項の規定により出張理容の届出を受けること。

10 条例第五条第二項の規定により届出事項の変更又は出張理容をやめた旨の届出を受けること。

11 条例第五条第三項の規定により前二号の届出を行い又は届出事項を是正すべきことを勧告すること。

12 条例第六条第一項の規定により出張理容消毒設備等の検査及び確認をすること。

13 条例第六条第二項の規定により前号の検査等を受けるべきことを勧告すること。

14 条例第七条第一項の規定により勧告に従わなかった旨を公表すること。

15 条例第七条第二項の規定により公表する旨を通知し、意見を述べる機会を与えること。

16 条例第八条第一項の規定により職員に出張理容消毒設備等を管理する場所又は出張理容を行う場所に立ち入り、法第九条の措置の実施状況を検査させること。

別表第三保健所の部十三の項に次の八号を加える。

9 条例第五条第一項の規定により出張美容の届出を受けること。

10 条例第五条第二項の規定により届出事項の変更又は出張美容をやめた旨の届出を受けること。

11 条例第五条第三項の規定により前二号の届出を行い又は届出事項を是正すべきことを勧告すること。

12 条例第六条第一項の規定により出張美容消毒設備等の検査及び確認をすること。

13 条例第六条第二項の規定により前号の検査等を受けるべきことを勧告すること。

14 条例第七条第一項の規定により勧告に従わなかった旨を公表すること。

15 条例第七条第二項の規定により公表する旨を通知し、意見を述べる機会を与えること。

こと。

16 条例第八条第一項の規定により職員に出張美容消毒設備等を管理する場所又は出張美容を行う場所に立ち入り、法第八条の措置の実施状況を検査させること。

別表第三看護大学学長の部を削り、同表子ども相談センター所長の部一の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、第十六号の前に次の一号を加える。

15 法第三十三条の六第一項の規定により児童が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うことを決定し、又は児童自立生活援助事業を行う者に委託すること。

別表第三子ども相談センター所長の部一の項第十七号中「規定により」の下に「本人又はその」を、「第二項」の下に「又は第三十三条の六第一項」を加え、同部の次に次のように加える。

中央子ども相談センター所長	一 児童福祉法（以下この項中「法」という。）の施行に 関する事務	1 法第三十三条の六第三項の規定により義務教育終了児童等の区域外の住居への入居について必要な連絡調整を図ること。
---------------	-------------------------------------	--

別表第三農林事務所長の部一の項中「農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）」を「株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）」に、「農林漁業金融公庫の」を「株式会社日本政策金融公庫の」に、「農林漁業金融公庫に」を「株式会社日本政策金融公庫に」に改め、同部四の項第一号中「第七十二条の十八第三項」の下に「第七十二条の十八の十」を、「合併」の下に「清算結了」を加え、同部十九の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げ、同部に次のように加える。

二十六 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）以下この項中「法」という。）に基づく地籍調査の施行に関する	1 法第三条第二項の規定により市町村が行う地籍調査について工程検査を行うこと。
---	---

事務				
別表第三土木事務所長の部十五の項事務の種類の欄中「又は」を「若しくは」に、「及び」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は砂防設備若しくは普通河川等（市町村の境界をなすもの及び砂防指定地の区域内にあるものに限る。）に存する砂利の採取を伴う場合」を加え、同部十八の二の項事務の種類の欄中「（）」の下に「及び岐阜県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成十四年岐阜県規則第六十七号。以下この項中「施行細則」という。）」を加え、同項委任事項の欄に次の一号を加える。 3 施行細則第二条の規定により法第五条第五項に規定する身分証明書を交付すること。 別表第三土木事務所長の部二十五の項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。 6 法第二十五条第一項の規定により県内に主たる営業所を有する解体工事業者の変更の届出を受けること。 7 法第二十七条第一項の規定により県内に主たる営業所を有する解体工事業者の廃業等の届出を受けること。 別表第三建築事務所長の部二の項中第八十号を第八十二号とし、第三十六号から第七十九号までを二号ずつ繰り下げ、第三十五号を第三十六号とし、同号の次に次の一号を加える。 37 法第五十六条の二第一項の規定により土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて許可すること。 別表第三建築事務所長の部二の項中第三十四号を第三十五号とし、第二十九号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十八号の次に次の一号を加える。 29 法第四十二条第二項の規定により道路の指定をすること。 別表第三建築事務所長の部十六の項第二号中「の規定による」を「又は第七十五条の二第一項の規定により」に改め、同項第八号中「第八十七条第十二項」を「第八十七条第十四項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第七号を第十号とし、同項第六号中「第七十五条第五項」を「第七十五条第六項（法第七十五条の二第四項において準用する場合を含む。）」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の二号を加える。 8 法第七十五条の二第二項の規定により同条第一項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る事項に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすること。				
9 法第七十六条第三項の規定により登録建築物調査機関から報告を受けること。 別表第三建築事務所長の部十六の項第五号中「第七十五条第四項」を「第七十五条第五項又は第七十五条の二第三項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。 5 法第七十五条第四項の規定により同条第二項の規定による指示を受けた者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずること。 別表第三県民生活相談センター所長の部一の項第二号中「第一項」の下に「及び第五項」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第二項」を「第五項」に改め、同号の次に次の一号を加える。 2 法第四十条第三項及び第九項の規定により報告又は帳簿等の提出を命ずること。 別表第三県民生活相談センター所長の部二の項第一号中「第六条の二」の下に「第十二条の二、第二十一条の二」を加え、同項第三号を削り、同項第二号中「から第三項まで」を「又は第二項（同条第六項で準用する場合を含む。次号において同じ。）」に、「報告を徴収し、及び」を「報告等を命じ、又は」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。 2 法第六十条第一項及び第二項の規定により申出を受け、必要な調査等を行うこと。 別表第三県民生活相談センター所長の部二の項に次の二号を加える。 4 法第六十六条第三項の規定により報告等を命ずること。 5 法第六十六条第四項の規定により報告を求めること。 別表第三県立病院の長の部を削り、同表長良川上流河川開発工事務所長、宮川上流河川開発工事務所長、岐阜駅周辺鉄道高架工事務所長及び流域浄水事務所長の部七の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。 6 法第三十二条第五項の規定により身分を示す証明書を発行すること。 別表第三流域浄水事務所長の部に次のように加える。				
八 岐阜県木曾川右岸流域下水道施設管理規則（平成十五年岐阜県規則第八十号。以下この項中「規則」とい	<table><tr><td>1 規則第四条第二項の規定により解放区域における特定行為を許可すること。</td></tr><tr><td>2 規則第五条の規定により流域下水道施設から退去を命ずること。</td></tr><tr><td>3 規則第六条の規定により解放区域を閉鎖すること。</td></tr></table>	1 規則第四条第二項の規定により解放区域における特定行為を許可すること。	2 規則第五条の規定により流域下水道施設から退去を命ずること。	3 規則第六条の規定により解放区域を閉鎖すること。
1 規則第四条第二項の規定により解放区域における特定行為を許可すること。				
2 規則第五条の規定により流域下水道施設から退去を命ずること。				
3 規則第六条の規定により解放区域を閉鎖すること。				

う。の施行
に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立病院名誉院長等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十八号

岐阜県立病院名誉院長等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立病院名誉院長等に関する規則（昭和四十七年岐阜県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県の施設の名誉所長等に関する規則

第一条中「岐阜県立病院その他の」を削る。

第二条中「名誉院長」を「名誉所長」に改める。

第四条中「名誉院長等」を「名誉所長等」に改め、同条第二号中「県公報その他」を削る。

削る。

第五条中「名誉院長等」を「名誉所長等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十九号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「岐阜県名古屋事務所（第六十六条―第六十八条）」を「岐阜県職員研修所（第六十七条―第六十九条）」に、「岐阜県職員研修所（第六十九条―第七十一条）」を「岐阜県歴史資料館（第七十条・第七十一条）」に、「第八款及び第九款 削除」を「第八款から第十款まで 削除」に改め、「第十款 岐阜県立看護大学（第八十三条・第八十四条）」を削り、「県立病院（第九十一条―第九十三条）」を「削除」に、「地域農業改良普及センター（第二百二十二条―第二百五条）」を「削除」に改める。

第四条の表広報課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条の表財政課の項第六号中「及び名古屋事務所」を削り、同表法務・情報公開課の項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 歴史資料館に関すること。

第五条の表行政改革課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を第八号とする。

第六条第一項の表総合政策課の項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 他県等との広域連携に関すること。

八 中部圏開発整備に関すること。

第六条第一項の表研究開発課の項第三号中「関すること」の下に「（他の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第六号中「先端技術開発」を「プロジェクト研究」に改め、同項第八号中「試験研究機関」の下に「（保健環境研究所を除く。）」を加え、同表国際課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同表統計課の項第二号中「関すること」の下に「（他の所掌に属するものを除く。）」を加え、同表観光・ブランド振興課の項第七号中「振興」を「ブランド化の支援」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 通訳案内士に関すること。

第六条第一項の表地域振興課の項第三号中「過疎地域」の下に「、辺地、豪雪地帯及び山村」を加え、同項第四号中「チーム」を削り、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とする。

第七条の表地球環境課の項第二号中「もつたない・ぎふ県民運動」を「CHANG

Ｅマイライフ」に改める。

第八条第一項の表健康福祉政策課の項中第十七号を第十八号とし、第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 保健環境研究所に関すること。

第八条第一項の表医療整備課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、同項第十二号中「県立病院」を「地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院」に改め、同号を同項第十一号とし、同項に次の一号を加える。

十二 公立大学法人岐阜県立看護大学に関すること。

第八条第二項を削り、同条第三項中「本庁課内室」の下に、「（本庁の課に置く室をいう。以下同じ。）」を加え、同項を同条第二項とする。

第九条の表商工政策課の項第六号を削り、同項第七号中「及び起業家」を削り、同号を同項第六号とし、同項中第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号から第十四号までを三号ずつ繰り上げ、同項第十五号中「産業労働課」を「商工労働部の分掌する事務」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

十二 A P E C 中小企業大臣会合に関すること。

第九条の表商工政策課の項中第十六号を第十四号とし、第十七号を第十五号とし、第十八号を第十六号とし、同表モノづくり振興課の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 起業家の育成及び地域ベンチャーキャピタルに関すること。

第九条の表商業流通課の項に次の一号を加える。

七 財団法人岐阜産業会館（昭和四十五年四月一日に財団法人岐阜産業会館という名称で設立された法人をいう。）に関すること。

第九条に次の一項を加える。

2 商工政策課に本庁課内室として A P E C 推進室を置き、前項の表商工政策課の項第十二号に掲げる事務を分掌させる。

第十条第一項の表農業技術課の項第五号中「地域農業改良普及センター、病害虫防除所」を「病害虫防除所」に改める。

第十一条の表県産材流通課の項に次の一号を加える。

六 木質バイオマスの活用に関すること。

第十二条第一項の表建設政策課の項中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 建設事業に係る入札制度に関すること。

第十二条第一項の表技術検査課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同表河川課の項中第十二号を第十四号とし、第十一号の次に次の二号を加える。

十二 犀川管理事務所の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。

十三 犀川管理事務所の県有財産及び物品の管理に関すること。

第十三条の二の表総務企画課の項第五号中「の企画及び県民運動・広報」を「及び第十二回全国障害者スポーツ大会（以下この表において「全国障害者スポーツ大会」という。）の県民運動及び広報」に改め、同表施設調整課の項に次の一号を加える。

四 国体及び全国障害者スポーツ大会の開会式会場及び閉会式会場の整備運営等に関すること。

第十三条の二の表競技式典課の項第三号を削り、同表に次のように加える。

ぎふ清流大会 一 全国障害者スポーツ大会に関する（他の所掌に属するものを除く。）。

第十五条中「及び競技式典課」を「競技式典課及びぎふ清流大会推進課」に改める。

第十八条第一項中「商工労働部、農政部及び都市建設部」を「商工労働部及び農政部」に改め、同条第二項中「及び都市建設部」を削る。

第二十条第二項中「第二十四条の表農政部の項に掲げる次長（全国豊かな海づくり大会担当）」を「農政部長」に改める。

第二十四条の表知事直轄組織の部中

監	危機管理副統括	二人	上司の命を受け、特に命ぜられた事務
---	---------	----	-------------------

危機管理対策の企画及び調整その他を総合的に処理する。

を		
秘書広報総括監	一人	上司の命を受け、事務について、総合的に処理する
危機管理副統括監	一人	上司の命を受け、特に命ぜられた

け、秘書及び広報その他特に命ぜられた

各部等との総合的な調整を行い、これを行う。
に改め、同表健康福祉部の部中「医療技監」
け、危機管理対策の企画及び調整その他の事務を総括的に処理する。

を「次長（医療・保健担当）」に、「に」に、特に命ぜられた事務」を「その他特に命ぜられた事務について、各部等との総合的な調整を行い、これを」に改め、同表農政部の部を削る。

第二十六条の表危機管理課の部中「防災対策監」を「危機管理指導監」に、「防災」を「危機管理」に改め、同表防災課の部防災対策監の項中「一人」を「二人」に改め、同表税務課の部、地域振興課の部及び情報企画課の部を削り、同表研究開発課の部中「先端技術企画監」を「プロジェクト研究企画監」に、「先進技術開発」を「プロジェクト研究」に改め、同部の次に次のように加える。

地域振興課	移住・定住対策監	一人	上司の命を受け、移住・定住対策の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。
-------	----------	----	--------------------------------------

第二十六条の表医療整備課の部に次のように加える。

県立病院・看護大学法人企画監	一人	上司の命を受け、法人化後の県立病院及び看護大学の円滑な運営に關し特に命ぜられた事務を処理する。
----------------	----	---

第二十六条の表高齢福祉課の部を削り、同表商工政策課の部中「APEC推進企画監」を「新エネルギー企画監」に、「APEC中小企業担当大臣会合の推進」を「新エネルギー政策に係る企画立案」に改め、同表モノづくり振興課の部を削り、同表企業誘致課の部中「二人」を「一人」に改め、同表農地整備課の部を削り、同表建設政策課の部建設産業企画監の項中「建設産業企画監」を「入札制度・建設企業企画監」に、「建設業再生、建設工事等の契約管理」を「入札制度、建設業再生、建設工事等の契約の管

技術検査課		入札制度企画監	一人	上司の命を受け、入札制度の見直しに係る企及び調整その他特に命ぜられた事務を処理する
建設技術企画監		一人	上司の命を受け、建設技術に関する企画及び整その他特に命ぜられた事務を処理する。	

調	画
を	
技術検査課	建設技術企画監
一人	
上司の命を受け、建設技術に関する企画及び調整その他特に命ぜられた事務を処理する。	

農政課		検査監	十三人	上司の命を受け、建設事業の査察指導、工事の検査等の事務を処理する。
副検査監		三人	上司の命を受け、建設事業の査察指導、工事の検査等の事務を処理する。	
林政課		検査監	十三人	上司の命を受け、建設事業の査察指導、工事の検査等の事務を処理する。
副検査監		五人	上司の命を受け、建設事業の査察指導、工事の検査等の事務を処理する。	
技術検査課		検査監	三十一人	上司の命を受け、建設事業の査察指導、工事の検査等の事務を処理する。
副検査監		七人	上司の命を受け、建設事業の査察指導、工事の検査等の事務を処理する。	

農政課		検査監	十三人	上司の命を受け、建設事業の査察指導、工事の検査等の事務を処理する。
副検査監		二人	上司の命を受け、建設事業の査察指導、工事の検査等の事務を処理する。	
林政課		検査監	十三人	上司の命を受け、建設事業の査察指導、工事の検査等の事務を処理する。
副検査監		四人	上司の命を受け、建設事業の査察指導、工事の検査等の事務を処理する。	
技術検査課		検査監	二十人	上司の命を受け、建設事業の査察指導、工事の検査等の事務を処理する。
副検査監		六人	上司の命を受け、建設事業の査察指導、工事の検査等の事務を処理する。	

に

を

に

総務企 画課	学校連携 企画監	一人	上司の命を受け、国体の学校連携関係の調整その他特に命ぜられた事務を処理する。
-----------	-------------	----	--

改める。

第二十六条の表施設調整課の部に次のように加える。

交通対策監	一人	上司の命を受け、国体の開会式及び閉会式の交通対策等その他特に命ぜられた事務を処理する。
-------	----	---

第二十六条の表競技式典課の部を削り、同表出納管理課の部総合財務企画監の項及び会計事務検査監の項を削る。

第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二 本庁に主幹五人以内を置く。

2 前項に規定する主幹は、上司の命を受け、その担任事務を処理する。

第三十一条中「、福祉課及び産業労働課」を「及び福祉課」に改める。

第三十二条第二項中「、福祉課」を「及び福祉課」に改め、「及び産業労働課」を削る。

第三十三条の表一の項第三号中「関すること」の下に、「（振興局に置かれる事務所を除く。）」を加え、同項第四号中「及び清掃」を削り、同項第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十七号までを二号ずつ繰り上げ、第十八号を削り、同項第十九号中「交通安全対策」を「生活安全・交通安全対策」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第二十号から第二十二号までを三号ずつ繰り上げ、第二十三号から第二十七号までを削り、同項第二十八号中「観光産業」の下に「、地場産業及び情報産業」を加え、同号を同項第二十号とし、同項第二十九号を第二十一号とし、第三十号を第二十二号とし、同号の次に次の八号を加える。

- 23 工業、商業及びサービス業の振興に関すること。
- 24 砂利採取及び採石に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 25 商店街の振興に関すること。
- 26 企業誘致及び工場立地に関すること。
- 27 中小企業高度化資金に関すること。
- 28 中小企業団体の指導監督に関すること。
- 29 小規模事業者等の支援に関すること。
- 30 商工会及び商工会議所に関すること。

第三十三条の表一の項中第三十一号を第三十二号とし、同号の前に次の一号を加える。
31 労働相談及び雇用対策に関すること。
第三十三条の表五の項を削る。

第三十四条の表岐阜県税事務所の項中「直税課、間税課」を「課税課」に改め、同表西濃県税事務所及び中濃県税事務所の項中「及び中濃県税事務所」を「、中濃県税事務所及び飛騨県税事務所」に、「総務課、直税課」を「県税課」に改め、同表東濃県税事務所の項中「直税課、間税課」を「課税課」に改め、同表飛騨県税事務所の項を削る。
第三十五条第一項の表一の項第七号中「岐阜県税事務所を除く」を「東濃県税事務所に限る」に改め、同表三の項中「直税課」を「課税課」に改め、同項第一号中「不動産取得税」の下に「、軽油引取税、ゴルフ場利用税」を加え、同項第二号を削り、第三号を第二号とし、同表四の項を次のように改める。

四 県税課	1 所内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。 2 振興局との事務の連絡調整に関すること。 3 県有財産及び物品の管理に関すること。 4 県税の管理事務に関すること。 5 県税の収入に関すること。 6 納税証明書の交付に関すること。 7 県税の徴収に関すること。 8 県民税、事業税、不動産取得税、軽油引取税、ゴルフ場利用税、狩猟税及び乗鞍環境保全税の賦課に関すること（軽油引取税、ゴルフ場利用税及び乗鞍環境保全税については、飛騨県税事務所に限る。）。 9 納税貯蓄組合に関すること。
-------	---

第三十五条第一項の表五の項を削り、同表第四項の表第一号中「証紙徴収による」を「岐阜県税条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号）第七十七条第一項の規定により課する」に改める。

第三十六条中「総務課及び課税課」を「県税課」に改める。

第三十七条の表一の項中「一 総務課」を「県税課」に改め、同項第四号中「及び自動車税の収入」を「の賦課、収入」に改め、同項第六号中「所内の他の所掌に属さない事務」を「納税貯蓄組合」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

5 自動車税の賦課及び収入に関すること。

第三十七条の表二の項を削る。	
第四十四条の表岐阜農林事務所、揖斐農林事務所、郡上農林事務所、可茂農林事務所、恵那農林事務所及び下呂農林事務所の項中「岐阜農林事務所」の下に、「西濃農林事務所」を加え、「及び下呂農林事務所」を、「下呂農林事務所及び飛騨農林事務所」に改め、同項中「農業振興課」の下に、「農業普及課」を加え、同表中西濃農林事務所及び飛騨農林事務所の項を削り、同表中濃農林事務所及び東濃農林事務所の項中「農業振興課」の下に、「農業普及課」を加える。	
第四十五条第一項の表一の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同表二の項第一号中「関すること」の下に、「(農業普及課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同表四の項を削り、同表三の項第十四号中「(西濃農林事務所及び飛騨農林事務所を除く。)」を削り、同項を同表四の項とし、同表二の項の次に次のように加える。	
三 農業普及課	1 農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)第十二条第二項各号に掲げる事務に關すること。
第五十四条第二項の表中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項から八の項までを一項ずつ繰り上げ、九の項を削り、十の項を八の項とし、十一の項を九の項とし、十二の項を十の項とし、同表に次のように加える。	
十一 岐阜県保健環境研究所	各務原市
第五十五条第一項の表中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項から六の項までを一項ずつ繰り上げ、同表七の項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。	
2 農業に關する生物機能の解明及び活用に關すること。	
第五十五条第一項の表中七の項を六の項とし、八の項を七の項とし、九の項を削り、十の項を八の項とし、十一の項を九の項とし、十二の項を十の項とし、同表に次のように加える。	
十一 保健環境研究所	1 保健衛生及び環境に關する検査及び測定に關すること。 2 保健衛生及び環境に關する試験研究及び調査に關すること。 3 保健衛生及び環境に關する情報の収集、解析及び提供に關すること。 4 保健衛生及び環境に關する技術指導及び研修に關すること。

第五十六条第一項中「保健環境研究所、産業技術センター」を「産業技術センター」に、「及び河川環境研究所」を「河川環境研究所及び保健環境研究所」に改め、同条第二項の表一の項を削り、同表二の項中「技術支援部」を「総合支援・環境技術部」に改め、同項を同表一の項とし、同表中三の項を二の項とし、四の項から六の項までを一項ずつ繰り上げ、同表七の項中「環境部」の下に、「生物機能研究部」を加え、同項を同表六の項とし、同表中八の項を七の項とし、九の項を削り、十の項を八の項とし、十一の項を九の項とし、十二の項を十の項とし、同表に次のように加える。	
十一 保健環境研究所	保健科学部、生活科学部、環境科学部、食品安全検査センター
第六十一条及び第六十二条を次のように改める。 (課の設置)	
第六十一条 東京事務所に総務課を置く。 (課の分掌事務)	
第六十二条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。	
課	分 掌 事 務
総務課	1 県政に關連のある情報及び資料の収集提供及び調査に關すること。 2 所内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に關すること。 3 県有財産及び物品の管理に關すること。
第四章第三節第四款を削る。	
第四章第三節第三款を次のように改める。	
第三款	
第六十三条から第六十六条まで 削除	
第四章第三節第五款中第六十九条を第六十七条とし、第七十条及び第七十一条を次のように改める。 (課の設置)	
第六十八条 職員研修所に研修課を置く。	

(課の分掌事務) 第六十九条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。					
<table><tr><th>課</th><th>分 掌 事 務</th></tr><tr><td>研修課</td><td>1 所内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。 2 県有財産及び物品の管理に関すること。 3 研修計画の企画及び実施に関すること。 4 研修受講者に対する教授及び指導に関すること。</td></tr></table>	課	分 掌 事 務	研修課	1 所内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。 2 県有財産及び物品の管理に関すること。 3 研修計画の企画及び実施に関すること。 4 研修受講者に対する教授及び指導に関すること。	
課	分 掌 事 務				
研修課	1 所内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。 2 県有財産及び物品の管理に関すること。 3 研修計画の企画及び実施に関すること。 4 研修受講者に対する教授及び指導に関すること。				
第四章第三節中第五款を第四款とし、同款の次に次の一款を加える。 第五款 岐阜県歴史資料館 (設置) 第七十条 県の歴史、民俗及び行政に関する資料の収集、保存及び研究に関する事務を行うため、岐阜市に岐阜県歴史資料館を設置する。 (所掌事務) 第七十一条 歴史資料館の所掌事務は、県の歴史、民俗及び行政に関する資料の収集、保存及び研究に関することとする。 2 前項に規定するもののほか、歴史資料館において処理する事務は、次のとおりとする。 一 館内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。 二 県有財産及び物品の管理に関すること。 第四章第三節第十款を次のように改める。 第十款 削除 第八十三条及び第八十四条 削除 第四章第三節第十三款を次のように改める。 第十三款 削除 第九十一条から第九十三条まで 削除 第一百二十二条第一項中「メディア文化センター」を「産業文化研究センター」に改め、同条第二項中「及び教務課」を削る。 第一百十三条の表一の部教務課の項を削り、同表三の部を次のように改める。					
<table><tr><td>三 産業文化研究センター</td><td>1 地元産業界及び地方公共団体等との産学官連携事業の支援にすること。</td></tr><tr><td>2 産業支援機関、大学等との連携及び学内での横断的研究の企画</td><td></td></tr></table>	三 産業文化研究センター	1 地元産業界及び地方公共団体等との産学官連携事業の支援にすること。	2 産業支援機関、大学等との連携及び学内での横断的研究の企画		
三 産業文化研究センター	1 地元産業界及び地方公共団体等との産学官連携事業の支援にすること。				
2 産業支援機関、大学等との連携及び学内での横断的研究の企画					
調整に関すること。 3 地域のまちづくり及び文化活動の支援に関すること。 4 情報科学芸術大学院大学の広報戦略に関すること。					
第一百十三条に次の一項を加える。 2 前項に規定するもののほか、事務局において処理する事務は、次のとおりとする。 一 教育に関すること。 二 学生募集及び入学試験に関すること。 三 学生の入学、退学、卒業その他身分取扱いに関すること。 四 教育機器の運用及び教材に関すること。 五 共同研究等に関すること。 六 学生の就職指導及び学生生活に関すること。 七 客員芸術家及び留学生に関すること。 八 図書館に関すること。 九 産業文化研究センターに関すること。 第一百十四条第二項中「及び教務課」を削る。 第一百十五条の表一の項中「一 総務課」を「総務課」に改め、同表二の項を削り、同条に次の一項を加える。 2 前項に規定するもののほか、事務局において処理する事務は、次のとおりとする。 一 教育の実施計画に関すること。 二 学生募集及び入学試験に関すること。 三 学生の入学、退学、卒業その他身分取扱いに関すること。 四 教育機器の運用及び教材に関すること。 五 共同研究等に関すること。 六 学生の就職指導に関すること。 七 留学生に関すること。 第四章第三節第二十五款を次のように改める。 第二十五款 削除 第一百二十二条から第一百二十五条まで 削除 第一百四十四条及び第一百四十六条第一項中「大島多目的ダム」を「大島治水ダム」に改める。 第一百五十七条第一項の表二の項中「、女性相談センター及び地域農業改良普及センタ					

「を」及び女性相談センター」に改め、同表三の項中「県立看護大学、情報科学芸術
大学院大学」を「情報科学芸術大学院大学」に改め、同表中四の項を削り、五の項を四
の項とする。

第百五十八条第一項の表二の項中、及び地域農業改良普及センターに置かれる事務所
を削る。

第百六十条の表中三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項を四の項とし、六の項
を削り、七の項を五の項とし、八の項を六の項とし、九の項を七の項とする。

第百六十一条及び第百六十二条を次のように改める。

第百六十一条及び第百六十二条 削除

第百六十四条第一項の表四の項組織の欄中「メディア文化センター」を「産業文化研
究センター」に改め、同項職の欄中「メディア文化センター長」を「産業文化研究セン
ター長」に改め、同条第二項中「メディア文化センター長」を「産業文化研究センター
長」に、「メディア文化センター」を「産業文化研究センター」に改める。

第百七十一条の表中三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項を四の項とし、六の
項を五の項とし、七の項から十三の項までを削り、十四の項を六の項とし、十五の項か
ら十九の項までを八項ずつ繰り上げる。

第百七十二条第一項の表二の項中「若干人」を「十五人以内」に改める。

第百七十三条第一項中「各県立病院、身体障害者更生相談所」を「身体障害者更生相
談所」に、「百二十人以内」を「若干人」に、「八十人以内」を「若干人」に改める。

第百七十四条の表四の項中「七十人以内」を「八十人以内」に改める。

第百七十五条第一号口の表中二十一の項を削り、二十二の項を二十一の項とし、二十
三の項から二十五の項までを一項ずつ繰り上げ、二十六の項及び二十七の項を削り、二
十八の項を二十五の項とし、二十九の項を二十六の項とし、三十の項を二十七の項とし、
三十一の項を削り、三十二の項を二十八の項とし、三十三の項を二十九の項とし、三十
四の項を三十の項とし、同条第二号の表中五の項を削り、六の項を五の項とし、七の項
を六の項とし、八の項を七の項とし、九の項及び十の項を削り、十一の項を八の項とし、
十二の項から十六の項までを三項ずつ繰り上げ、同表十七の項中「病院等において」を
削り、同項を同表十四の項とし、同表中十八の項を十五の項とし、十九の項から二十一
の項までを三項ずつ繰り上げ、二十二の項を削り、二十三の項を十九の項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第四号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員表彰規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員表彰規程（昭和二十九年岐阜県訓令甲第九号）の一部を次のように改正す
る。

第二条中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、
同号の次に次の一号を加える。

三 特に県政に貢献して退職する場合

第一条中第六号を第四号とする。

第三条第二項及び第四条中「ある」を「できる」に改める。

第五条第一号中「第二条第四号又は第五号」を「第二条第一号又は第二号」に改め、
同条第二号中「毎年一回別に」を「知事が」に改める。

第六条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一 第二条第一号又は第二号に該当すると認めた場合 職員永年勤続表彰候補者内申
書（別記第一号様式）

二 第二条第四号に該当すると認めた場合 内申書（別記第二号様式）及び功績調書
（別記第三号様式）

別記第三号様式を削り、別記第二号様式を別記第三号様式とし、別記第一号様式を別
記第二号様式とし、附則の次に次の一様式を加える。

別記一様式（別記六号様式）

職員永年勤続表彰候補者内申書

二 平成二十二年 度における子ど も手当の支給に 関する法律（以 下この項中「法 」という。）の施 行事務			1 法の施行に関 する事務（子ど も手当の支出等 の命令に関する 事務を除く。）								
別表第三税務課の表三の項部長専決事項の欄中第五号を削り、第六号を第五号とする。 別表第三市町村課の表の前に次の一表を加える。 総合政策課											
<table> <tr> <td data-bbox="935 197 1010 398">事務の種類</td><td data-bbox="935 398 1010 607">副知事専決事項</td><td data-bbox="935 607 1010 864">部長専決事項</td><td data-bbox="935 864 1010 1070">課長専決事項</td></tr> <tr> <td data-bbox="553 197 935 398"> 一 中部圏開発整 備法（昭和四十 一年法律第二百 二号。以下この項 中「法」という。） の施行事務 </td><td data-bbox="553 398 935 607"></td><td data-bbox="553 607 935 864"> 1 法第十一条第二項 の中部圏開発整備計 画作成に関する必要 な協力 2 法第十七条の事業 の実施に伴う事務の 連絡調整 3 法第十八条第二項 の中部圏開発計画の 実施に関する状況の 報告 </td><td data-bbox="553 864 935 1070"></td></tr> </table>	事務の種類	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項	一 中部圏開発整 備法（昭和四十 一年法律第二百 二号。以下この項 中「法」という。） の施行事務		1 法第十一条第二項 の中部圏開発整備計 画作成に関する必要 な協力 2 法第十七条の事業 の実施に伴う事務の 連絡調整 3 法第十八条第二項 の中部圏開発計画の 実施に関する状況の 報告				
事務の種類	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項								
一 中部圏開発整 備法（昭和四十 一年法律第二百 二号。以下この項 中「法」という。） の施行事務		1 法第十一条第二項 の中部圏開発整備計 画作成に関する必要 な協力 2 法第十七条の事業 の実施に伴う事務の 連絡調整 3 法第十八条第二項 の中部圏開発計画の 実施に関する状況の 報告									
別表第三市町村課の表中十一の項を削り、十二の項を十一の項とし、十三の項から二 十一の項までを一項ずつ繰り上げる。 別表第三国際課の表を削る。 別表第三観光・ブランド振興課の表中二の項を削り、一の項を二の項とし、同項の前 に次のように加える。											
<table> <tr> <td data-bbox="167 197 344 398"> 一 通訳案内士法 （昭和二十四年 法律第二百十 号。以下この項 中「法」という。） </td><td data-bbox="167 398 344 607"></td><td data-bbox="167 607 344 864"> 1 法第十八条の通訳 案内士の登録 2 法第二十五条第一 項及び第二十六条の 通訳案内士の登録の </td><td data-bbox="167 864 344 1070"> 1 部長専決事項 を除く法の施行 に関する事務 </td></tr> </table>	一 通訳案内士法 （昭和二十四年 法律第二百十 号。以下この項 中「法」という。）		1 法第十八条の通訳 案内士の登録 2 法第二十五条第一 項及び第二十六条の 通訳案内士の登録の	1 部長専決事項 を除く法の施行 に関する事務							
一 通訳案内士法 （昭和二十四年 法律第二百十 号。以下この項 中「法」という。）		1 法第十八条の通訳 案内士の登録 2 法第二十五条第一 項及び第二十六条の 通訳案内士の登録の	1 部長専決事項 を除く法の施行 に関する事務								

の施行事務		3 抹消 法第三十三条第一 項の懲戒及び同条第 二項の公開の聴聞の 実施					
別表第三地域振興課の表一の項を次のように改める。							
<table> <tr> <td data-bbox="920 1193 1189 1395"> 一 地方財政法 （以下この項中 「法」という。） 及び地方財政法 施行令（以下こ の項中「令」とい う。）の施行事 務 </td><td data-bbox="649 1395 1189 1603"></td><td data-bbox="649 1603 1189 1861"></td><td data-bbox="649 1861 1189 2067"> 1 法第五条の三 第一項の地方債 の協議に対する 同意 2 法第五条の四 第一項、第三項 及び第四項の地 方債の許可 3 令第二条第三 項及び第七条第 三項の総務大臣 に対する協議 4 令第十七条第 二項の総務大臣 に対する意見の 申出 </td></tr> </table>	一 地方財政法 （以下この項中 「法」という。） 及び地方財政法 施行令（以下こ の項中「令」とい う。）の施行事 務			1 法第五条の三 第一項の地方債 の協議に対する 同意 2 法第五条の四 第一項、第三項 及び第四項の地 方債の許可 3 令第二条第三 項及び第七条第 三項の総務大臣 に対する協議 4 令第十七条第 二項の総務大臣 に対する意見の 申出			
一 地方財政法 （以下この項中 「法」という。） 及び地方財政法 施行令（以下こ の項中「令」とい う。）の施行事 務			1 法第五条の三 第一項の地方債 の協議に対する 同意 2 法第五条の四 第一項、第三項 及び第四項の地 方債の許可 3 令第二条第三 項及び第七条第 三項の総務大臣 に対する協議 4 令第十七条第 二項の総務大臣 に対する意見の 申出				
別表第三地域振興課の表中二の項を三の項とし、一の項の次に次のように加える。							
<table> <tr> <td data-bbox="167 1193 572 1395"> 二 辺地に係る公 共的施設の総合 整備のための財 政上の特別措置 等に関する法律 （昭和三十七年 法律第八十八 号。以下この項 中「法」という。） 及び辺地に係る 公共的施設の総 合整備のための </td><td data-bbox="167 1395 572 1603"></td><td data-bbox="167 1603 572 1861"> 1 法第三条第三項の 県の計画の策定 2 令第三条の市町村 の計画の送付 </td><td data-bbox="167 1861 572 2067"> 1 部長専決事項 を除く法及び令 の施行に関する 事務 </td></tr> </table>	二 辺地に係る公 共的施設の総合 整備のための財 政上の特別措置 等に関する法律 （昭和三十七年 法律第八十八 号。以下この項 中「法」という。） 及び辺地に係る 公共的施設の総 合整備のための		1 法第三条第三項の 県の計画の策定 2 令第三条の市町村 の計画の送付	1 部長専決事項 を除く法及び令 の施行に関する 事務			
二 辺地に係る公 共的施設の総合 整備のための財 政上の特別措置 等に関する法律 （昭和三十七年 法律第八十八 号。以下この項 中「法」という。） 及び辺地に係る 公共的施設の総 合整備のための		1 法第三条第三項の 県の計画の策定 2 令第三条の市町村 の計画の送付	1 部長専決事項 を除く法及び令 の施行に関する 事務				

財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百一号。以下この項中「令」という。）の施行事務		
--	--	--

別表第三地域振興課の表に次のように加える。

四 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号。以下この項中「法」という。）の施行事務		
	1 法第四条第一項の基本構想の作成 2 法第四条第五項の基本構想の公表 3 法第五条第一項の基本構想の変更 4 法第六条第二項の意見書の送付	1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務

別表第三環境生活政策課の表一の項部長専決事項の欄中第四号を第十一号とし、同欄第三号中「第九十五条の二の認可の取消し」を「第九十五条各項の命令」に改め、同号を同欄第十号とし、同欄第二号中「第九十四条の二」の下に「第一項及び第二項」を、「命令」の下に「並びに同条第四項及び第五項の認可の取消し」を加え、同号を同欄第九号とし、同号の前に次の二号を加える。

7 法第六十二条第二項の組合の解散の認可
8 法第六十九条第一項の組合の合併の認可
別表第三環境生活政策課の表一の項部長専決事項の欄第一号中「法第六十二条第二項の解散及び法第六十五条第二項の合併」を削り、同号を同欄第六号とし、同号の前に次の五号を加える。

- 1 法第十二条の二第三項で準用する保険業法第三百六条及び第三百七条第一項の命令
- 2 法第五十条の十三の共済計理人の解任命令
- 3 法第五十二条の四第三項の契約条件変更申出の承認

4 法第五十三条の五の措置命令
5 法第五十三条の十三第一項の契約条件変更の承認
別表第三環境生活政策課の表中十六の項を十七の項とし、十二の項から十五の項までを一項ずつ繰り下げ、同表十一の項部長専決事項の欄第一号中「第七条」の下に「第十四条、第二十二号」を加え、同欄第二号中「第八条」の下に「第十五条、第二十三条」を加え、同項を同表十二の項とし、同表中十の項を十一の項とし、三の項から九の項までを一項ずつ繰り下げ、同表二の項の次に次のように加える。

三 割賦販売法（昭和三十六年法律第五百十九号。以下この項中「法」という。）の施行事務	1 法第三十五条の三の二十一第一項の改正命令 2 法第三十五条の三の三十二第二項の業務停止命令	
--	--	--

別表第三地球環境課の表一の項部長専決事項の欄第一号中「第七条第三項及び第八条第三項」を「第七条第二項及び第八条第二項」に改め、同欄第二号中「第七条第四項」を「第九条第二項」に、「同条第六項」を「同条第四項」に、「第八条第四項」を「第九条第五項」に改め、同欄第三号中「第十条第三項」を「第十六条第三項」に改め、同欄第四号中「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同欄第五号中「第十四条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同欄第六号中「第十五条第二項」を「第二十三条第二項」に改め、同欄第七号中「第十七条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同欄第八号中「第十九条第四項」を「第二十七条第四項」に改め、同欄第九号中「第二十一条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同欄第十号中「第二十一条第二項」を「第二十九条第二項」に、「第十七条第五項」を「第二十五条第五項」に改め、同欄第十一号中「第二十九条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同欄第十二号中「第三十一条第四項」を「第四十三条第四項」に、「第三十五条」を「第四十七条」に改め、同欄第十三号中「第三十二条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同欄第十四号中「第三十三条」を「第四十五条」に改め、同欄第十五号中「第三十四条」を「第四十六条」に改め、同欄第十六号中「第三十七条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同欄第十七号中「第四十条」を「第五十二条」に改め、同欄第十八号中「第四十一条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、同欄第十九号中「第四十六条」を「第五十八条」に、「第四十七条」を「第五十九条」に改め、同欄第二十号中「第五十五条第二項」を「第

六十七条第二項」に改め、同欄第二十一号中「第六十六条第一項」を「第七十九条第一項」に改め、同欄第二十二号を削り、同欄第二十三号中「令第十七条」を「法第十六条第四項」に、「令第六条」を「法第十条第六項」に、「承認」を「認可等」に改め、同号を同欄第二十二号とし、同欄第二十四号中「令第十七条」を「法第十六条第四項」に、「令第九条」を「法第十条第十項」に、「承認」を「認可」に改め、同号を同欄第二十三号とし、同欄第二十五号中「令第十七条」を「法第十条第四項」に、「令第十三条」を「法第十一条」に改め、同号を同欄第二十四号とし、同欄第二十六号中「令第十七条」を「法第十六条第四項」に、「令第十四条第二項」を「法第十四条第三項」に改め、同号を同欄第二十五号とし、同欄第二十七号中「令第十七条」を「法第十六条第四項」に、「令第十五条」を「法第十五条第一項」に改め、同号を同欄第二十六号とし、同表十三の項部長専決事項の欄及び課長専決の欄を次のように改める。		
1 法第五条第二項の調査の実施 2 法第六条第一項の区域の指定及び同条第四項の指定の解除 3 法第七条第五項の指示措置の実施 4 法第十一条第一項の区域の指定及び同条第二項の指定の解除 5 法第二十四条の改善命令 6 法第二十五条の許可の取消し等 7 法第二十七条第二項の措置命令	1 部長決裁事項を除く法の施行に関する事務	

別表第三地球環境課の表中二十三の項を二十四の項とし、二十二の項を二十三の項とし、二十一の項の次に次のように加える。				
二十二 岐阜県地球温暖化防止基本条例（平成二十一年岐阜県条例第二十一号。以下この項中「条例」という。）の施行事務	<table><tr><td> 1 条例第八条第四項の公表 2 条例第十条第一項の事業活動環境配慮指針の策定 3 条例第二十一条第一項の自動車通環境配慮指針の策定 4 条例第二十五条第一項の建築物環境配慮指針の策定 </td><td> 1 知事決裁事項である条例第八条第一項の地球温暖化防止計画の策定及び条例第九条の地球温暖化対策の実施状況の公表並びに部長専決事項を除く条例の施行に関する事務 </td></tr></table>	1 条例第八条第四項の公表 2 条例第十条第一項の事業活動環境配慮指針の策定 3 条例第二十一条第一項の自動車通環境配慮指針の策定 4 条例第二十五条第一項の建築物環境配慮指針の策定	1 知事決裁事項である条例第八条第一項の地球温暖化防止計画の策定及び条例第九条の地球温暖化対策の実施状況の公表並びに部長専決事項を除く条例の施行に関する事務	
1 条例第八条第四項の公表 2 条例第十条第一項の事業活動環境配慮指針の策定 3 条例第二十一条第一項の自動車通環境配慮指針の策定 4 条例第二十五条第一項の建築物環境配慮指針の策定	1 知事決裁事項である条例第八条第一項の地球温暖化防止計画の策定及び条例第九条の地球温暖化対策の実施状況の公表並びに部長専決事項を除く条例の施行に関する事務			

一 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号。	副知事専決事項	部長専決事項	1 法の施行に関する事務（県が特定事業主となる事務を除く。）
------------------------------------	----------------	---------------	---------------------------------------

5 条例第三十八条の勧告 6 条例第三十九条第一項の公表及び同条第二項の通知等	
--	--

			以下この項中「法」という。）の施行事務		
			二 安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例（平成十九年条例第十一号。以下この項中「条例」という。）の施行事務	1 条例第七条第二項のぎふ少子化対策県民連携会議への諮問	1 部長専決事項を除く条例の施行に関する事務
別表第三人づくり文化課の表に次のように加える。					
十 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下この項中「法」という。）の施行事務					1 法の施行に関する事務
別表第三医療整備課の表中十の項を削り、十一の項を十の項とし、十二の項から二十一の項までを一項ずつ繰り上げる。					
別表第三障害福祉課の表一の項部長専決事項の欄第三号中「改善の勧告」の下に「若しくは命令」を加え、「停止の勧告」を「停止の命令」に改める。					
別表第三子ども家庭課の表五の項中「児童手当及び児童扶養手当」を「児童手当、児童扶養手当及び子ども手当」に改める。					
別表第三商工政策課の表中五の項を削り、六の項を五の項とする。					
別表第三モノづくり振興課の表中二の項を削り、三の項を二の項とし、同表に次のように加える。					
三 中小企業経営	1 旧法第五条第二項	1 部長専決事項			

別表第三建設政策課の表三の項の次に次のように加える。			改革支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十号）附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成十七年法律第四十七号。以下この項中「旧法」という。）の施行事務	の研究開発等事業計画の変更の認定及び認定の取消し	を除く旧法の施行に関する事務
八 建設事業の入札制度に関する事務	1 岐阜県入札制度検討委員会等に関する要綱の改正	1 岐阜県入札制度運営調査委員会の委員の任免			
別表第三建設政策課の表三の項の次に次のように加える。					

六 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律（平成十九年法律第六十六号。以下この項中「法」という。）及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第十号。以下この項中「施行規則」という。）の施行事務（建設業者に係るものに限る。）	五 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号。以下この項中「法」という。）の施行事務	四 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二十号。以下この項中「法」という。）の施行事務
	1 岐阜県建設工事総合評価審査会設置要綱の改正	1 岐阜県入札監視委員会設置要綱の改正
	1 岐阜県建設工事総合評価審査会の委員の任免	1 岐阜県入札監視委員会の委員の任免
1 法の施行に関する事務	1 法の進行管理及び調整に関する事務	1 法の進行管理及び調整に関する事務

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第六号

十 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律（以下この項中「法」という。）及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（以下この項中「施行規則」という。）の施行事務（宅地建物取引業者に係るものに限る。）	
1 法及び施行規則の施行に関する事務	1 法の施行に関する事務

別表第三技術検査課の表中一の項及び二の項を削り、三の項を一の項とし、四の項を削り、五の項を二の項とし、六の項から八の項までを三項ずつ繰り上げる。

別表第三建築指導課の表中十の項を十二の項とし、九の項を十一の項とし、八の項の次に次のように加える。

庁 中 一 般 各 現 地 機 関		岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成二十二年四月一日 岐阜県知事 古 田 肇 岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。 第九条中「県立病院、県立看護大学及び」を削る。 第十四条第一項中「県立病院、県立看護大学、希望が丘学園」を「希望が丘学園」に改め、同条第二項中「県立看護大学、希望が丘学園」を「希望が丘学園」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。 別表第一六の項所長決裁事項の欄中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。 8 勤務条件条例第三十七条の四第一項の所属職員の時間外勤務代休時間の指定（課長専決事項を除く。） 別表第一六の項課長専決事項の欄中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。 7 勤務条件条例第三十七条の四第一項の所属職員の時間外勤務代休時間の指定 別表第一備考を次のように改める。 備考 この表の規定は、すべての現地機関に適用する。ただし、岐阜県事務委任規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百十号）の規定等により、特定の現地機関において処理させるものとされた事項に係る規定を除く。 別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表一の二の項を削り、同表六の項を次のように改める。 六 削除 別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表十三の項を次のように改める。
十三 削除		別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表二十七の五の項事務の種類「法律第五三号」の下に、及び土壌汚染対策法施行規則平成一四年環境省令第二九号）を加え、同項所長決裁事項の欄第四号中「第九条第四項」を「第十二条第四項」に改め、同号を同欄第六号とし、同欄第三号中「及び第二項」を削り、「措置命令」を「措置の指示」に改め、同号を同欄第四号とし、同号の次に次の一号を加える。 5 法第七条第四項の汚染の除去等の措置命令 別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表二十七の五の項所長決裁事項の欄第二号中「第四条第一項の土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある」を「第四条第二項及び第五条第一項の」に改め、同号を同欄第三号とし、同欄第一号の次に次の一号を加える。 2 法第三条第五項の同条第一項ただし書の確認の取消し 別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表二十七の五の項所長決裁事項の欄に次の三号を加える。 7 法第十六条第四項の汚染土壌を搬出しよつとする者に対する措置命令 8 法第十九条の措置命令 9 施行規則第四十四条第五項の帯水層がない旨の確認の取消し 別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表三十三の項所長決裁事項の欄第一号中「第十三条第三項各号」を「第二十条第三項各号」に、「第二十五条」を「第三十二条」に改め、同欄第二号中「第十四条第三項各号」を「第二十一条第三項各号」に、「第二十五条」を「第三十二条」に改め、同欄第三号中「第二十七条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同欄第四号中「第五十六条第一項」を「第六十八条第一項」に、「第十三条第三項各号」を「第二十条第三項各号」に、「第十四条第三項各号」を「第二十一条第三項各号」に改め、同欄第五号中「第六十六条第二項」を「第七十九条第二項」に、「第五十六条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「第十三条第六項」を「第二十条第六項」に改め、同欄第二号中「第十四条第六項」を「第二十一条第六項」に改め、同欄第三号中「第二十八条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同欄第四号中「第三十条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同欄第五号中「第五十六条第三項」を「第六十八条第三項」に改め、同欄第六号中「第六十六条第二項」を「第七十九条第二項」に、「第五十六条第三項」を「第六十八条第三項」に改め、

同表四十の項の次に次のように加える。

四十の二 岐阜県地球温暖化防止基本条例（平成二十二年条例第二二号）の施行事務	1 条例の施行に関する事務
--	---------------

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表中五十九の項から六十一の項までを削り、五十八の二の項を五十九の項とし、六十二の項を六十の項とし、六十三の項を六十一の項とし、六十四の項を削り、六十五の項を六十二の項とし、六十六の項を六十三の項とし、六十七の項から七十一の項までを削り、七十二の項を六十四の項とし、七十三の項を削る。

別表第二県税事務所及び自動車税事務所の表一の項所長決裁事項の欄第十八号中「第五十三条第二十五項、第四十五項及び第四十六項」を「第五十三条第二十項、第四十項及び第四十一項」に改める。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表十三の項所長決裁事項の欄に次の五号を加える。

- 4 条例第五条第三項の勧告
 - 5 条例第六条第一項の出張美容消毒設備等の検査及び確認
 - 6 条例第六条第二項の勧告
 - 7 条例第七条第一項の公表
 - 8 条例第七条第二項の公表する旨の通知及び意見陳述の機会の付与
- 別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表十四の項所長決裁事項の欄に次の五号を加える。

- 4 条例第五条第三項の勧告
 - 5 条例第六条第一項の出張美容消毒設備等の検査及び確認
 - 6 条例第六条第二項の勧告
 - 7 条例第七条第一項の公表
 - 8 条例第七条第二項の公表する旨の通知及び意見陳述の機会の付与
- 別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表一の項所長決裁事項の欄中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
- 2 一の表十三の項所長決裁事項の欄第五号に掲げる事項

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表三の項所長決裁事項の欄中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 2 一の表十四の項所長決裁事項の欄第五号に掲げる事項

別表第二子ども相談センターの表一の項所長決裁事項の欄中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同欄第十九号中「第十三条の六」を「第三十三条の七」に改め、同号の前に次の一号を加える。

- 18 法第三十三条の六第一項の相談その他の日常生活上の援助等の委託

別表第二子ども相談センターの表一の項所長決裁事項の欄第二十号中「第三十三条の七」を「第三十三条の八」に改め、同欄第二十一号中「第三十三条の八」を「第三十三条の九」に改め、同欄第二十三号中「扶養義務者」を「本人又はその扶養義務者」に改める。

別表第二農林事務所の表二の項課長専決事項の欄第一号中「第七十二条の十八第三項」の下に「第七十二条の十八の十」を「解散」の下に「清算終了」を加え、同表十三の項事務の種類欄中「農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三五五号）」を「株式会社日本政策金融公庫法（平成一九年法律第五七号）」に、「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同項所長決裁事項の欄中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同表十八の項所長決裁事項の欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

二十五 国土調査法（昭和二十六年法律第一八〇号）の施行事務	1 法第六条の四の規定により市町村が行う地積調査についての工程検査
-------------------------------	-----------------------------------

別表第二土木事務所の表二十二の項所長決裁事項の欄中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 2 法第五条第五項に規定する身分証明書の交付
- 別表第二病院の表を削る。

別表第二流域浄水事務所の表六の項所長決裁事項の欄中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

- 6 法第三十二条第五項の身分を示す証明書の発行
- 別表第二流域浄水事務所の表に次のように加える。

十四 岐阜県木曾川 右岸流域下水道施 設管理規則（平成 一五年規則第八〇 号）の施行事務	
1 規則第四条第二項の解 放区域における行為の許 可	2 規則第五条の流域下水 道施設からの退去命令 3 規則第六条の解放区域 の閉鎖

附 則
この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第七号

附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令
次のように定める。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程の一部を改正する訓
令

附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程（昭和五十年岐阜県訓令
甲第九号）の一部を次のように改正する。

別表岐阜県公務災害補償等認定委員会の項中「健康福祉部長」を「次長（医療・保健
担当）」に改め、同表岐阜県固定資産評価審議会の項を削り、同表歯科技工士国家試験委
員の項中「医療技監」を「次長（医療・保健担当）」に改め、同表岐阜県准看護師試験委
員の項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第八号

庁 中 一 般

各 現 地 機 関

岐阜県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員研修規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員研修規程（昭和五十二年岐阜県訓令甲第四号）の一部を次のように改正す
る。

第三条を削る。

第四条第二項中「振興局副局長」を「振興課長」に改め、第一章中同条を第三条とし、
第五条から第十一条までを一条ずつ繰り上げる。

第三章中第十二条を第十一条とし、第十三条から第十八条までを一条ずつ繰り上げる。
別表を削る。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第九号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員倫理規程（平成九年岐阜県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。
別表本庁の部知事直轄組織（秘書課及び広報課に限る。）の項中「秘書広報統括監」を
「秘書広報総括監」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県宿日直規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県宿日直規程の一部を改正する訓令

岐阜県宿日直規程(平成十一年岐阜県訓令甲第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表宿直勤務時間の項中、「(岐阜県総合医療センターにおいて、特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四十四号)第三条及び第四条の規定により、週休日及び勤務時間の割振りを別に定められた救急外来の職員にあつては、午前二時三十分から午前八時三十分まで。)」を削る。

「岐阜県立下呂看護専門学校

別表中 岐阜県総合医療センター を「岐阜県立下呂看護専門学校」に改める。

岐阜県立下呂治見病院
岐阜県立下呂温泉病院

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年四月一日発行

発 行 者
所 者

岐 岐 岐阜市数田南二丁目一番一号
阜 阜
県 県
庁 庁

編 集

各務原市テクノプラザ一ー

ブイ・アール・テクノセンター